

広島市教職員組合(全教) 書記局通信 2023年6月30日

学校からプールが消える。

「約60分の実技時間で学習指導要領の内容は実施できる」(教育長)

6/28 付の中国新聞に2つの特徴的な記事がありました。一つは今年度の黄金山小のプールについて。 今年度は民間プールを活用することが報じられていました。財政難を理由に、今後のプールの改築は行わないというもの。もう一つは「二葉山トンネル」の工事再開の記事。住民から不安や不満の声が出る中、当初の予算から大幅に膨らんでも、「広島の発展のために重要な道路」とし、5~7分短縮する道路を強行するものです。

財政が厳しいからと教育を削る一方で、強行される道路。いまの広島市の考えを鮮明に表しています。

6/23 の広島市議会では、議員から「小中学校のプールの老朽化で、近隣プールを使う場合、バスによる移動で、授業時間の短縮が避けられない。プールがある学校の子どもと授業時間に格差が生じることになる。子どもの学習を受ける権利や、教育の機会均等に反するのではないか。」との質問に、「<u>小学校の水</u>
<u>泳授業は通常2コマ(90分)続けて実施する。移動時間が往復30分以内であれば約60分の実技時間を確保でき、学習指導要領の内容を実施できる。</u>屋内の民間施設の活用で、天候に左右されず計画的に授業をできることや、インストラクターの活用で指導体制が充実するメリットもある。」と教育長が答弁しています。(中国新聞6/24付より)

皆さんどう思いますか?1コマ(50分)で実施する中学校はどうなるんでしょう?不安だらけです。

「バスでの移動中も内容によっては授業時間の一部に」(市教委)

市教組(全教)の「解明要求書」に対して、市教委から回答が届きました。(裏面に抜粋を掲載)

「バスで片道 15 分以内の施設では、授業時間や休憩時間が保てない」という質問に対して、「移動中もバスでの移動中に水泳に係る内容を指導することで、移動時間を体育科や保健体育科の授業時間の一部として取扱うことが可能である。」と市教委から回答がありました。

皆さんどう思いますか?この回答に対しても小学校・中学校でそれぞれの意 見や疑問があると思います。



あなたの声を、未来を変える力に!

市教委の考え方では私たち教職員の働き方 に大きな負担をもたらすことは明らかです。

財政難を理由にプールを削減するのですから、その対策に充分な予算があてられるでしょうか? 市教組(全教)は、プールに関することで市教委に懇談・協議の場を要請しています。

できるだけ多くの方(未組の方も含めて)からのご意見・ご質問を参考に、現場の声を届けます。職場で話題にして、下記QRコードから意見や質問を書記局に届けてください。

(個人が特定されるような内容は明らかにしません。) ぜひご協力よろしくお願いします。

ご意見・ご感想はこちらから合

~ 解明要求書への市教委からの回答(抜粋) ~ _{(下線部は市教組(全教))}

1. 時間にかかわって

(2) (1)で授業時間の一部にあてられるのであれば、授業時間が短くなるが、そのときは授業時間(小学校45分、中学校50分)が不足していても1時間の授業をしたことになるのか。また、バスが渋滞に巻き込まれるなど、不測の事態が起きた場合は、さらに授業時間が短くなるが、それでも1時間の授業をしたと考えるのか。

バスでの移動中に水泳に係る内容を指導することで、移動時間を体育科や保健体育科の授業時間の一部として取扱うことが可能であるため、授業時間が短くなることはないと考えている。

また、不測の事態が起きた場合、状況によるが、バス内で水泳 に係る内容を指導することで、体育科や保健体育科の授業と して取扱うことも可能である。

しかし、仮にそのような状況となった場合にも、実技の時間を 確保するため、時間割を調整する等の工夫について、その都 度検討したい。

(3) 児童生徒の休憩時間の確保が必要と考えるが、移動時間とは別に考えているのか、そうであるならば水泳が実施される日は、日課が変わるのか。

移動時間とは別に、児童生徒の休憩時間を確保する必要があると考えている。その場合、日課を調整することもあると考えている。

誰が?

2. バスにかかわって

(1) 「学校が手配するバス」とあるが、教育委員会からの支援はないのか。また、学校内の誰がバスを手配する想定なのか。バスにかかわる予算は学校予算で行うのか。

委託施設との協議になるが、バスの手配も契約内とする方向で考えている。

バスにかかわる予算は、広島市において支出する方向で検討している。

誰がバスの手配をするのか?

3.「外部施設」利用にかかわって

誰が?

(1) 使用する際は、施設に一般利用者がいるのか。

貸し切りが望ましいが、施設によって一般利用者の利用状況が異なるため、外部施設の使用に際しては、当該施設との調整が必要であると考えている。

(4) 施設のインストラクターや別途依頼された非常 勤講師との授業の打ち合わせや評価の在り方 などの連携に必要な時間的保証はあるのか。 指導計画の立案や指導・評価に関しては、従来通り教員が行うこととしている。授業の打合せに必要な時間は勤務時間内に確保できるよう調整する。

今の業務でも時間内からあふれているのに…?

4.「他校共用」利用にかかわって

誰が?

(1) 受入れ校との時間割の調整は誰が行うのか。

実施校と受入校において調整を行うこととしている。必要に応 じて教育委員会も支援する。

(2) 水質管理など「方向性」では「時間によって時間 外となることもある」とされているが、受入れ校 の教員の負担については、具体的にどのような 対応が検討されているのか。

水質管理等は受入校に行ってもらうこととなるため、教員負担 の軽減を考慮して、<mark>民間施設、市営施設の活用を優先</mark>して検 討したい。

(3) 体調不良などで保健室を使用するときは誰が 対応するのか。 そんなに施設がある?

実施校は人員不足になる?

水泳授業の実施については、担任以外に2名の監督者の配置を想定しており、体調不良などへの対応については、そのうち1名が応急救護にあたる。ご指摘の体調不良などの緊急の対応については、受人校職員や担任以外の講師に加え、実施校養護教諭も含めた体制を確立することが必要であると考えている。(実施校から受入校へ応援職員を派遣する等)

(4) 別途依頼された非常勤講師との授業の打ち合わせや評価の在り方などの連携に必要な時間 的保障はあるのか。

指導計画の立案や指導・評価に関しては、従来通り教員が行うこととしている。授業の打合せに必要な時間は勤務時間内に確保できるように調整する。

今の業務でも時間内からあふれているのに…?

そもそも通常のプールの維持・管理に対する時間外勤務はどうするの?